平成２９年（フ）第２７３号
岡山市南区芳泉２丁目４番１号　ロジェ芳泉408号
債務者　渡邊百合子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５９号
東京都多摩市永山４丁目３番地６―302
債務者　蔀　小夜利
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８４号
東京都国分寺市光町１丁目１番地15タッシ国立412
債務者　次田　悦子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５３３号
横浜市神奈川区片倉１丁目17番39―405号
債務者　櫻井　廣樹
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納52番地２、住民票上の住所沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納258番地２　ＫＡＤＥＮＡビル402号
債務者　神谷　弘美（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第３７４号
相模原市南区相南４丁目24番19号　相南フラッツＡ棟　301号
破産者　霜田　泰成
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４８６号
大阪府和泉市松尾寺町135番地
破産者　有限会社脇坂和装
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
福井県丹生郡越前町上戸第27号34番地
破産者　有限会社藤井林業
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９５７号
（最後の住所）兵庫県三木市本町１丁目４番３号
破産者　被相続人亡黒田賢治相続財産
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６４号
北海道函館市港町１丁目13番11号
破産者　有限会社北海道ウィズン
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６１号
岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70番地１
破産者　有限会社スリンパル
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第７号
茨城県ひたちなか市栄町２丁目13番25号
破産者　株式会社那珂湊商業開発
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
岐阜県美濃市極楽寺872番地の２
破産者　株式会社ガイアクス
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２３３号
大阪府和泉市坪井町37番地
破産者　井上　尚樹
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
大阪府堺市南区鴨谷台１丁６番１号
破産者　脇坂　文夫
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地１（A426号室）　ネオシティ大和高田
破産者　グッと！こととここから整骨院こと　前田　秀久
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
福井市板垣２丁目614番地、開始決定時の住所福井県丹生郡越前町上戸第27号34番地
破産者　藤井　浩司
1　決定年月日　平成29年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係